

# 意見書

World Independent Networks Japan 株式会社の委託放送業務の認定の取消しについて、放送法第 53 条の 11 第 1 項の規定により、意見の聴取を行った（平成 19 年 10 月 12 日及び同年 11 月 5 日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成 19 年 11 月 14 日

主任審理官 西本 修一

## 記

### 第 1 意見

World Independent Networks Japan 株式会社の委託放送業務の認定の取消しは、適当である。

### 第 2 事実及び争点

#### 1 処分案の内容

本件は、放送法第 52 条の 24 第 2 項に基づき、World Independent Networks Japan 株式会社の委託放送業務の認定の取消しを行うにあたり、同法第 53 条の 10 第 1 項の規定に基づき、総務大臣から電波監理審議会に諮問されたものである。

#### 2 総務省の陳述の概要

（1 の事案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

World Independent Networks Japan 株式会社（以下、WINJ 社と言う。）は、平成 15 年 10 月 1 日に委託放送業務の認定を受け、BS デジタル放送（超短波放送及びデータ放送）に参入した委託放送事業者である。

WINJ 社は、「無料放送における放送機材の新システム構築及び放送送出機材のメンテナンスのため」及び「経営権の取得の確定の判断と認定を司法機関に委ねており、その判断の結果と判定を待つため」と称し、平成 18 年 11 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの休止届を提出し、現在においても、放送を休止している状態である。

なお、放送送出機材のメンテナンスを実施しない理由について、事情聴取を実施したところ、WINJ 社から、「十分な資金さえあれば早急に着手することが可能であるが、現時点では資金が不足していることから着手することができず、当該資金不足の解消時期については、少なくとも新旧株主間の訴訟の結果が判明するまでは見通しが立たない」との補足説明がなされており、WINJ 社の休止理由は、委託放送業務を維持するに足りる資金力を欠いている点にあり、かつ、これに尽きるものと認められる。

放送法第 52 条の 24 第 2 項第 1 号の規定では、「正当な理由がないのに、委託放送業務を引き続き六箇月以上休止したとき」は、総務大臣は当該事業者の認定を取り消すことができる、とされているところである。

委託放送業務の認定を受けるためには、委託放送業務が、委託放送事業者の財政破綻によって長期に中断する事態ともなれば、有限希少な周波数の死蔵につながるとともに、視聴者の生活に大きな影響を及ぼすこととなるため、当該業務を維持するに足る財政的基礎があることを要することとされていることから、当該業務を維持するための最低限度の資金力を欠いたことに起因する放送休止については、当該資金不足の解消時期の具体的見通しが既に立っているというような例外的なケースを除いては、当該事由をもって「正当な理由」に当たるとは認められないと考えられる。

WINJ 社は、委託放送業務を維持するための最低限度の資金力を欠いているために 6 か月間放送を休止したものであり、かつ、その間、当該資金不足の解消時期の具体的見通しが既に立っていたという事実も認められないため、「正当な理由」は見当たらないことから、放送法第 52 条の 24 第 2 項第 1 号に定める「正当な理由がないのに、委託放送業務を引き続き六箇月以上休止したとき」に該当するため、WINJ 社の委託放送業務の認定取消しについて、本年 9 月 12 日開催の電波監理審議会に諮問したものである。

### 3 不利益処分対象者の陳述等

WINJ 社は、10 月 12 日開催の意見の聴取においては、準備書面を提出せず、当日出席して陳述を行った。また、引き続き 11 月 5 日開催した意見の聴取においては、準備書面を提出し、当日出席して陳述を行った。

不利益処分対象者の陳述及びこれに対する総務省の回答の概要は別紙 1 のとおりである。

### 4 参加人の陳述等

本件処分に関し、下表のとおり、利害関係を有する者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に参加人として出席して陳述した。

本件処分に対する賛否は、次のとおり賛成であり、参加人の意見・要望の概要及びこれに対する総務省の回答の概要は、別紙 2 のとおりである。

参加人	賛 否	備 考
山田 晴通（本件諮問時、WINJ 社の番組審議委員）	賛 成	要望あり

### 5 参考人の陳述等

総務省の申立てに基づき、4 者に参考人として口述書の提出を求めた。提出された口述書の概要は、別紙 3 のとおりである。

## 第 3 理由

本件は、WINJ 社に対する委託放送業務の認定を取り消すものである。

委託放送業務を行おうとする者は、放送法第 52 条の 13 の規定に基づき、総務大臣の認定を受ける必要がある。WINJ 社は、平成 15 年 10 月 1 日に委託放送業務の認定を受け、BS デジタル放送（超短波放送及びデータ放送）に参入した委託放送事業者である。

WINJ 社は、平成 18 年 11 月 1 日から平成 19 年 10 月 31 日までの間休止届を提出して放送を休止し、現在においても休止している状態である（休止期間は、平成 19 年 4 月 30 日

の時点で6か月に達している)。WINJ社は放送休止の理由を「無料放送における放送機材の新システム構築及び放送送出機材のメンテナンスのため」及び「経営権の取得の確定の判断と認定を司法機関に委ねており、その判断の結果と判定を待つため」としている。しかしながら、総務省の陳述によると、WINJ社は放送送出機材のメンテナンスを実施しておらず、その理由について総務省が事情聴取を実施したところ、「十分な資金さえあれば早急に着手することが可能であるが、現時点では資金が不足していることから着手することができず、当該資金不足の解消時期については、少なくとも新旧株主間の訴訟の結果が判明するまでは見通しが立たない」との補足説明がなされたとのことであった。総務省のこの陳述に対し、WINJ社から反論はなかった。したがって、WINJ社の実際の休止理由は、委託放送業務を維持するに足りる資金力を欠いているためと認められる。

また、WINJ社は、10月12日の意見の聴取で自ら「休止後6ヶ月間遷延し更に3ヶ月間猶予を頂きましたが資金の目途がつかず、9月12日を迎えることとなりました。」と陳述しており、その後11月5日の意見の聴取においても、準備書面において提出するとしていた預金残高証明書は提出しなかった。さらに、別紙3に示す参考人の口述書にある放送再開に必要な条件等も勘案すると、WINJ社が放送を再開する目途がたっているとは認められない。

委託放送業務の認定を受けるためには当該業務を維持するに足りる財政的基礎があることを要することとされていることから、当該業務を維持するに足りる資金力を欠いたことに起因する放送休止については、その解消の具体的見通しが既に立っているというような例外的なケースを除いては、当該事由をもって「正当な理由」に当たるとは認められないと考えられる。したがって、WINJ社の放送休止は、放送法第52条の24第2項第1号に定める「正当な理由がないのに、委託放送業務を引き続き六箇月以上休止したとき」に該当すると認められる。

なお、意見の聴取の際に利害関係者から陳述された、旧St. GIGAのコンテンツや関係資料に関する要望については、総務省から、本件処分の可否に直接の関係はないと思われるが貴重なご意見として承るとの回答があり、利害関係者から了解が得られた。

以上のほか、本件に係る取消処分は、WINJ社が指定を受けている周波数の有効利用を可能とするものであること、反対する利害関係者もないこと、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。

別 紙 1

不利益処分対象者の陳述	総務省の回答の概要
<p>○ World Independent Networks Japan株式会社 代表取締役 都築 省吾</p> <p>今回、資金的な都合が付いたので、放送局の再開に向けて進みたい。</p>	<p>WINJ 社は、「正当な理由がないのに、委託放送業務を引き続き六箇月以上休止したとき」に係る当方の見解に対し、争わない旨を明確に表示していることから、WINJ 社は、「取り消すことができる」という効果裁量の行使の在り方について主張していると考えられる。</p> <p>正当な理由なく引き続き 6 か月以上放送を休止し、放送法第 52 条の 24 第 2 項第 1 号の要件をいったん満たした委託放送事業者が、仮に、その後更に 6 か月以上経過した時点で、ようやく、放送を再開し長期安定的に継続していく目途（短期資金だけでなく、長期的な事業収支計画や技術的能力等を含め。）を立てたとしても、そのことをもって直ちに、上記裁量権行使が違法又は不当であると認められることはないとする。</p> <p>また、本件事案については、そもそも WINJ 社から、放送を再開し長期安定的に継続していく目途がたったことを示す客観的な証拠が示されていない。</p>

## 別紙 2

意見・要望の概要	総務省の回答の概要
<p>○ 山田 晴通</p> <p>旧St. GIGAの後継局たるWINJ社の混乱によって、旧St. GIGAのコンテンツや関係資料が散逸することは、わが国の放送文化にとって大きな損失となるおそれがあり、旧St. GIGAの貴重な資料が散逸することを避けるべく、関係各局において必要な措置がとられることを期待する。</p>	<p>本件処分の可否に直接の関係はないと思われるが、貴重なご意見として承る。</p>

別 紙 3

参考人	口述書の概要
社団法人デジタル放送推進協会 理事 経理部長 澤田 繁	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ WINJ社の会員企業としての義務の履行の状況 年会費等が支払われていない状況にある。</li> <li>○ WINJ社が、平成19年12月以降、BS再編作業のため3chから15chに移行するために必要な時間 2006年から各種実験を推進しているが、WINJ社は、2006年7月頃から参加しておらず、現在はWINJ社の移行を想定せずに作業を進めているため、WINJ社は移行作業を単独で行う必要がある。</li> </ul>
日本放送協会 総合企画室〔経営企画〕担当部長 浜崎 浩丈	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ WINJ社が、平成19年12月以降、BS再編作業のため3chから15chに移行するために必要な時間 これまでの例では、BS再編作業の開始から約7ヶ月の期間を要した。</li> <li>○ 移行に伴い、日本放送協会のトランスポートストリームと多重して放送する必要があるが、事前の信号確認作業等に必要な時間 これまでの例では、情報設定の内容及び分担の検討、必要な送出装置の改修及び設定変更等を経た後、2週間から20日間程度の期間を要した。</li> </ul>
株式会社WOWOW 経営戦略局担当局長 持田 悦功	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3chの多重化に関するWINJ社の費用負担の支払状況の経緯 平成19年10月以降の支払いが履行されなかったため、同年9月末日をもって契約を解除した。</li> <li>○ 仮にWINJ社が3chで放送を再開する場合、株式会社WOWOWのトランスポートストリームに多重化して放送する必要があるが、このための作業に必要な時間 最短でも放送開始2ヶ月以上前に試験接続が必要となり、WINJ社と株式会社WOWOW双方の信号に影響がないことを確認すること等が必須条件となる。</li> </ul>

株式会社放送衛星システム

業務推進部主幹 依田 重次郎

○ WINJ社との契約解除に至る経緯

BSデジタル放送サービスの委託放送契約及び付随したアップリンク・SI委託契約を締結していたが、平成18年4月分から支払いがなされず、再三督促したものの支払いが履行されなかったため、平成18年11月30日付けで契約を解除した。

○ WINJ社と株式会社放送衛星システムが再度契約を締結する場合の条件及び必要な時間

BSデジタル放送サービスの委託放送契約における条件は、契約解除までの未払金等の支払いが完了すること等。必要な時間は、今回は新規契約となるため、受付審査に2ヶ月程度が必要である。

付随したアップリンク・SI委託契約における条件は未払金等の支払いが完了すること等。必要な時間は、関係者との調整が必要ではあるが、B-SAT関係設備整備には1ヶ月程度必要である。